

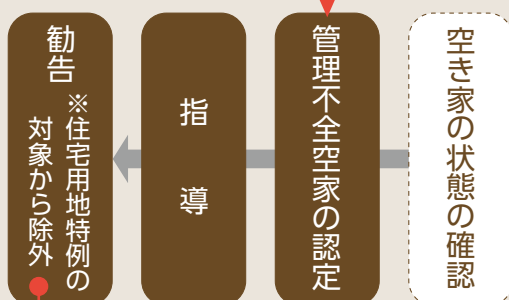
空き家、どうする？ 今、考えよう



近年、全国的に空き家が増加し、社会問題になっています。県内でも約34万件の空き家があり、人口や世帯数の減少で今後も増加するとみられます。

空き家を放置して、家族や近くの住民が困ることのないよう、自宅の将来について、今から話し合い、考えましょう。

特定空き家に加えて管理不全空き家も
指導・勧告の対象となりました。



市町村からの指導に従わず、勧告を受けた
管理不全空き家の敷地は、**固定資産税の軽減措置の対象外**となります。

▲法的措置の流れ

管理不全空き家

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。



特定空き家

そのまま放置すると倒壊
などのおそれがある状態。



令和5年、法改正により「特定空き家」になる恐れがある空き家を「管理不全空き家」として、市町村が指導や勧告の措置を行うことができるようになりました。県内では、「管理不全空き家」として指導106件、勧告4件の措置を行っています（令和7年3月末時点）。市でも、令和7年度から適切に管理されていない空き家への指導や勧告を始めています。
大切な自宅が危険な空き家にならないよう、適切に管理しましょう。

危険！空き家の放置

空き家を放置しないためにすべきこと

1 管理する

国土交通省の空き家対策特設サイトで「空き家管理チェックリスト」が公開されていますので、参考にしてください。

2 相談する

● 空き家相談総合窓口

対象 市内に空き家を所有または管理している人

日時 月～金曜日（第1水曜日、祝日、年末年始を除く）
午前10時～正午、午後1時～4時

相談方法 窓口または電話

※事前に電話で問い合わせてください。

相談・問い合わせ先 （公社）宅地建物取引業協会筑紫支部
（太宰府市通古賀1-7-2）

☎（923）8948

● 県空き家活用サポートセンター（イエカツ）

対象 県内に空き家を所有する人

日時 月～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時

相談方法 窓口または電話

相談・問い合わせ先 同センター（福岡市中央区天神1-1-1
1アクロス福岡3階（財）福岡県建築住宅センター内）

☎（726）6210



▲イエカツ

3 解体する

旧耐震木造建築物の除却工事や、ブロック塀などの撤去費用の一部を補助する制度があります。工事着手前の相談が必要です。詳しくは市ウェブサイトをみてください。

● 旧耐震木造建築物の除却工事支援（ID1001327）

● ブロック塀などの撤去費用一部補助（ID1001328）



▲空き家管理
チェックリスト

問い合わせ先

- ▶ 空き家全般に関すること 安全安心課防犯防災担当 ☎（584）1111（代） ☎（584）1143 ☎1004304
- ▶ 空き家の解体に関すること 都市計画課計画担当 ☎（584）1135 ☎（584）1143